県章

山形県公報

平成29年７月25日（火）
第2864号

毎週火・金曜日発行

目　　次

告　　示

○県営土地改良事業計画の決定……（庄内総合支庁農村計画課）…765
○同　　……（　　同　　）…766
○県道の供用の開始……（置賜総合支庁建設総務課）… 同

選挙管理委員会関係

告　示

○政治団体の設立……767
○政治団体の届出事項の異動…… 同

人事委員会関係

規　則

○山形県人事委員会規則５－２（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則……768

企業局関係

規　程

○山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程…… 同

病院事業局関係

規　程

○山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程……769

公　　告

○特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……（管　財　課）… 同
○同　　……（　　同　　）…770
○県営住宅入居者の一般公募……（最上総合支庁建築課）…771

正　　誤

告　　示

山形県告示第533号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定により県営田沢川地区土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年７月25日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　縦覧に供する書類の名称
　県営田沢川地区土地改良事業（農業水利施設保全合理化事業（農業水利施設等整備事業））計画書の写し
２　縦覧に供する場所
　酒田市役所
３　縦覧に供する期間
　平成29年７月25日から同年８月23日まで
４　その他
(1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
(2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができる。
(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第534号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定により県営金森目地区土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年７月25日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　縦覧に供する書類の名称
　県営金森目地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画書の写し
２　縦覧に供する場所
　鶴岡市役所
３　縦覧に供する期間
　平成29年７月25日から同年８月23日まで
４　その他
(1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
(2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができる。
(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第535号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成29年７月25日から同年８月８日まで縦覧に供する。

平成29年７月25日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　路　線　名　南陽川西線
２　供用開始の区間　東置賜郡川西町大字高豆蔻字庚申田138番２から
　同　中小松字関場2740番１まで

３　供用開始の期日　　平成29年７月27日

選挙管理委員会関係

告　　示

山形県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第６条第１項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成29年７月25日

山形県選挙管理委員会
委員長　熊　谷　　誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
ひでのり後援会	高橋秀則	高橋市子	最上郡真室川町大字及位533	平成29. 2. 7
本間まさよし後援会	本間正芳	本間美紀	鶴岡市錦町４－72	同 5.30

山形県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第７条第１項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成29年７月25日

山形県選挙管理委員会
委員長　熊　谷　　誠

１　政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党山形県ＬＰガス支部	鈴木浩司	代表者の氏名	鈴木浩司	大場正仁	平成29. 5.29
自由民主党上山支部	坂本幸一	代表者の氏名	坂本幸一	高橋義明	同 6.19

２　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内容		異動年月日
			新	旧	
萌黄の会	赤塚英一	会計責任者の氏名	赤塚英一	土門武弥	平成29. 3.15
佐藤伸二後援会	日下部　猛	代表者の氏名	日下部　猛	齋藤　正	同 4.23
全国ＬＰガス政治連盟山形県支部	鈴木浩司	代表者の氏名	鈴木浩司	大場正仁	同 5.29
山形県土地家屋調査士政治連盟	相田治孝	代表者の氏名	相田治孝	長岡庄一郎	同 5.31

富樫まさき後援会	富 樫 正 毅	会計責任者の氏名	三　浦　久　次	菅　原　年　行	同 6. 6
山形県農協政治連盟	柴 田 清 志	代表者の氏名	柴　田　清　志	髙　谷　尚　市	同 6.26
天童・新しい風の会	奥 山 紘 一	代表者の氏名	奥　山　紘　一	村　山　征　彦	同 6.27
税理士による舟山やすえ後援会	佐藤登美子	主たる事務所の所在地	山形市松栄１－５－58	山形市木の実町８－32	同 7. 1
		代表者の氏名	佐　藤　登 美 子	浦　山　善　太	

人事委員会関係

規　　則

山形県人事委員会規則５－２（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年７月25日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長　安 孫 子　俊　彦

第２条の４中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　条例第６条第１項第３号の人事委員会規則で定める職員は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第３条の２第３項の規定に基づき、同法第２条に定める家畜伝染病のうち口蹄（てい）疫、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザのまん延の防止のための防疫作業に従事する職員とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の山形県人事委員会規則５－２（特殊勤務手当支給の基準と手続）の規定は、平成29年７月11日から適用する。

企 業 局 関 係

規　　程

山形県企業管理規程第８号

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年７月25日

山形県企業管理者　髙　橋　広　樹

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（昭和29年２月県電気事業管理規程第５号）の一部を次のように改正する。

第３条中「及び」を「、」に、「とする」を「及び防疫作業手当とする」に改める。

第５条の２の次に次の１条を加える。

（防疫作業手当）

第５条の２の２　防疫作業手当は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第３条の２第３項の規定に基づき、同法第２条に定める家畜伝染病のうち口蹄（てい）疫、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザのまん延の防止のための防疫作業に従事した職員であつて、家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したものに対して支給する。

２　防疫作業手当の額は、作業に従事した日１日につき380円（牛のと殺の作業に従事した場合は、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）とする。

第６条中「時間外勤務手当」を「防疫作業手当、時間外勤務手当」に改める。

附　則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の規定は、平成29年７月11日から適用する。

病院事業局関係

規　　程

山形県病院事業管理規程第12号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年７月25日

山形県病院事業管理者　新　澤　陽　英

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年３月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

（防疫作業手当）

第13条　防疫作業手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。

(1) 病院に勤務する職員（当該作業に専ら従事し、給料の調整額を受ける者を除く。）が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第２項から第４項まで及び検疫法（昭和26年法律第201号）第２条に定める感染症（特に必要がある場合は、結核及び狂犬病を含めることができる。）並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症（以下この号において「感染症」という。）が発生し、又は発生するおそれのある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。

(2) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第３条の２第３項の規定に基づき、同法第２条に定める家畜伝染病のうち口蹄（てい）疫、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザのまん延の防止のための防疫作業に従事する職員が、当該防疫作業において家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき。

２　前項の手当の額は、作業に従事した日１日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第１号の作業　290円

(2) 前項第２号の作業　380円（牛のと殺の作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）

附　則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の規定は、平成29年７月11日から適用する。

公　　告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年７月25日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　随意契約に係る物品等の名称及び予定数量

山形県庁舎に係る電力の供給　契約電力1,330kW、使用電力量12,255,000kWh

２　特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県総務部管財課　山形市松波二丁目８番１号　電話番号023(630)2064

３　随意契約の相手方を決定した日　平成28年３月29日

４　随意契約の相手方の名称及び所在地　株式会社やまがた新電力　山形市松栄一丁目３番８号
５　随意契約に係る契約金額
（契約電力に対する単価）

期　　間	基本料金単価（１kWにつき）
平成28年度分	1,298.43円
平成29年度分～平成32年度分	1,322.48円

（使用電力量に対する単価）

期　　間		電力量料金単価（１kWhにつき）
平成28年度分	夏季	16.51円
	その他季	15.34円
平成29年度分～平成32年度分	夏季	16.81円
	その他季	15.62円

６　特定調達契約の相手方を決定した手続　随意契約
７　随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第11条第１項第１号該当

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。
なお、この随意契約に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。
平成29年７月25日
山形県知事　吉　村　美　栄　子
１　随意契約に係る物品等の名称及び予定数量
山形県警察本部庁舎に係る電力の供給
契約電力　常用電力625kW、予備電力625kW、使用電力量8,556,000kWh
２　特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県総務部管財課　山形市松波二丁目８番１号　電話番号023(630)2064
３　随意契約の相手方を決定した日　平成29年３月21日
４　随意契約の相手方の名称及び所在地　株式会社やまがた新電力　山形市松栄一丁目３番８号
５　随意契約に係る契約金額
（契約電力に対する単価）

期　　間	基本料金単価（１kWにつき）
【常用電力】 平成29年度分、平成30年度分及び平成31年度分（４月１日～９月30日）	2,261.57円

平成31年度分 （10月１日～平成32年３月31日）	2,303.46円
【予備電力】 平成29年度分、平成30年度分及び平成31年度分（４月１日～９月30日）	1,573.72円
平成31年度分 （10月１日～平成32年３月31日）	1,602.87円

（使用電力量に対する単価）

期　　間		電力量料金単価（１kWhにつき）
平成29年度分、平成30年度分及び平成31年度分（４月１日～９月30日）	夏季	14.10円
	その他季	13.14円
平成31年度分 （10月１日～平成32年３月31日）	夏季	
	その他季	13.38円

６　特定調達契約の相手方を決定した手続　随意契約

７　随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第11条第１項第１号該当

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第１項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成29年７月25日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

1　県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃						敷金	摘要
		住宅形式	1戸当たり住戸専用面積			収入が104,000円以下の者	収入が104,000円を超え123,000円以下の者	収入が123,000円を超え139,000円以下の者	収入が139,000円を超え158,000円以下の者	収入が158,000円を超え186,000円以下の者	収入が186,000円を超え214,000円以下の者		
			平方メートル			円	円	円	円	円	円		
県営若葉東アパート２号棟	新庄市金沢1281－４	３ＤＫ	63.5	1	一般用	15,700	18,200	20,800	23,500	26,800	30,900	３月分の家賃に相当する額	
同　３号棟	同　1496－１	同	58.4	1	同	14,700	17,000	19,400	21,900	25,000	28,900		

（注）「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去１年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

(1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの１人につき　380,000円

(2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族１人につき　100,000円

(3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族１人につき　250,000円

(4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者１人につき　270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）

(5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫１人につき　270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

２　入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ　次のいずれかに該当する場合　214,000円

(ｲ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第２条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のａ、ｂ又はｃに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれａ、ｂ又はｃに定める程度のものがある場合

ａ　身体障害　身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第５号の１級から４級まで

ｂ　精神障害（知的障害を除く。）　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第６条第３項に規定する１級又は２級

ｃ　知的障害　ｂに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ﾛ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ﾊ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

ａ　戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第２条第１項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第１号表ノ２の特別項症から第６項症まで又は同法別表第１号表ノ３の第１款症に該当する程度であるもの

ｂ　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第117号）第11条第１項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

ｃ　海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して５年を経過していない者

(ﾆ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ　イに掲げる場合以外の場合　158,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

３　選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去１年間に３回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

４　申込期間及び方法

(1) 申込期間　　平成29年８月１日から同月７日までの午前９時30分から午後５時まで

ただし、郵送の場合は、平成29年８月７日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

新庄市金沢字大道上2034

県営住宅指定管理者　株式会社西王不動産最上事務所

５　入居の時期　　平成29年９月中旬

正　　誤

発行年月日	県公報番号	ページ	行	誤	正
平成29．6．23	第2855号	660	下から24	必要のある	必要のある者

平成29年７月25日印刷　発行所　山　形　県　庁
平成29年７月25日発行　発行人　山　形　県

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。